

栄町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



栄町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本町においても平成24年8月に各小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

今後も引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「栄町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「栄町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・栄町教育委員会
- ・栄町校長会代表
- ・栄町PTA連絡協議会代表
- ・栄町建設課
- ・成田警察署
- ・印旛土木事務所

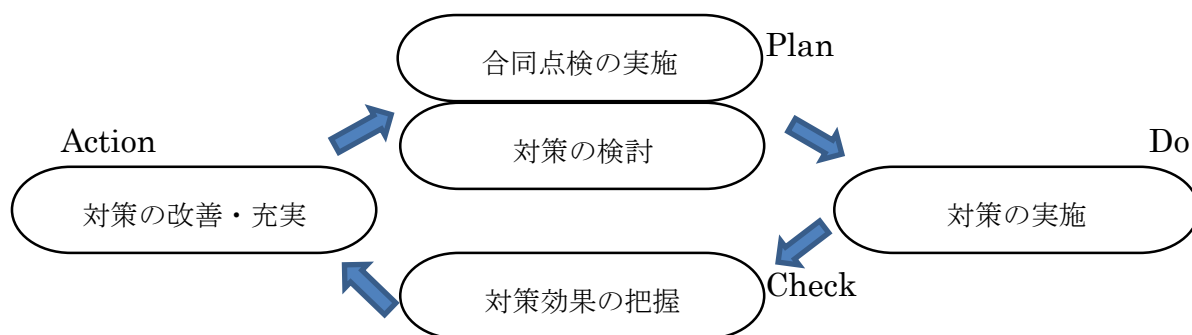
3. 今後の取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内小・中学校から危険箇所を報告してもらい、通学路安全推進会議で検討後、合同点検を実施する。
- ・年2回、1学期及び3学期に実施するが、緊急性が高いと認められる事態が発生した場合は、通学路安全推進会議に諮った後に、臨時に合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行う。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努める。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図，箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。